

サイバーセキュリティ協議会構成員の名簿の取扱いについて

令和 4 年 3 月 22 日
サイバーセキュリティ協議会
運営委員会決定

サイバーセキュリティ協議会（以下「協議会」という。）構成員の名簿は、協議会規約第 25 条に基づき、本運営委員会が定めるところにより、公表しています。

今後、協議会の情報を積極的に発信し、またサイバー攻撃の被害情報等を広く協議会に集約していくためには、サイバー攻撃の対象となりうる主体に対し協議会への参画を促していく必要があります。しかしながら、それらの者の名称を含む名簿を公表した場合、そのこと自体がサイバー攻撃の誘因となりかねません。

以上に鑑み、協議会の構成員の名簿は下記のとおり取扱うこととします。

記

- 1 協議会の構成員の名簿は、非公表とする。ただし、協議会の構成員が、自身が協議会の構成員である旨を公表することは差し支えない。
- 2 協議会の構成員の名簿は、協議会システムに掲載し、協議会の構成員のみ閲覧ができるものとする。
- 3 本決定施行後の協議会規約第 25 条の規定の適用については、同条第 1 項の規定に基づき名称等の公表を望まない構成員については 2 の名簿への記載を望まないものとみなし、同条中「公表を望まない」とあるのは「名簿への記載を望まない」と、同条第 1 項中「当該公表する名簿」とあり、及び同条第 2 項中「前項に基づき公表される名簿」とあるのは「協議会システムに掲載する名簿」と読み替えるものとする。
- 4 本決定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。